

藤沢市立児童館に係る指定管理者の選定について

藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条に基づき、教育委員会は、藤沢市立児童館に係る指定管理者を選定する。

2007年（平成19年）11月 9日提出

藤沢市教育委員会  
教育長 小野 晴 弘

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条により、指定管理者を選定し、藤沢市立児童館の管理の業務を指定管理者に行わせる必要による。

参考

藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續きに関する条例 抜粋  
(指定管理者の指定)

第3条 市長は、前条の申請書及び書類が提出されたときは、当該申請書及び書類を提出した団体のうちから次の各号のいずれにも該当する団体でこの市の公の施設(以下単に「公の施設」という。)の管理を行わせるにつき最適なものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 公の施設の管理を行うに当たり、市民の平等な利用を確保することができる団体であること。
- (2) 事業計画書の内容により、当該管理を行う公の施設の効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができることと認められる団体であること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った公の施設の管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有している団体であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために必要な能力を十分に有している団体であること。

(教育委員会が管理する公の施設への適用)

第10条 この条例を教育委員会が管理する公の施設に適用する場合には、この条例中「市長」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

藤沢市立児童館指定管理者審査選定委員会規程 抜粋

(報告)

第7条 委員長は、会議が終了したときは、その結果及び経過を教育委員会に報告するものとする。

以 上

指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定する。

2007年（平成19年）12月3日提出

藤沢市長

山 本 捷 雄

1 管理を行わせる公の施設の名称

藤沢市立大鋸児童館

藤沢市立辻堂児童館

藤沢市立鵜洋児童館

藤沢市立辻堂砂山児童館

藤沢市立石川児童館

2 指定管理者となる団体

藤沢市朝日町10番地の8

財団法人藤沢市青少年協会

3 指定の期間

2008年（平成20年）4月1日から2013年（平成25年）3月31日  
まで

提案理由

藤沢市立児童館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。